

資料 2 - 4 (参考)

滋 下 水 第 677 号

令和 5 年(2023 年)11 月 13 日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県汚水処理施設整備構想の見直しについて（諮問）

滋賀県汚水処理施設整備構想は、平成 10 年度に策定し、その後、平成 22 年度および平成 28 年度に見直しを行い、各種汚水処理施設の整備区域の設定を行ってきました。

令和 4 年度末の汚水処理人口普及率は 99.1%（全国 2 位）と概成段階に達しているものの、県全体としての人口減少や地域偏在、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等が見込まれる中、より一層の効率的な整備と持続可能な運営管理について、検討が必要な時期を迎えています。

そのため、滋賀県の汚水処理施設整備の基本計画である滋賀県汚水処理施設整備構想についていかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年 12 月 28 日滋賀県条例第 43 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。